

平 戸 市 監 査 公 表 第 128 号

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 30 年 5 月 28 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 本 正 治

行政監査報告書

平戸市監査委員

目 次

平成 29 年度行政監査の結果について

第 1	監査のテーマ-----	1
第 2	テーマ選定の理由-----	1
第 3	監査の対象および範囲-----	1
第 4	監査実施の期間-----	1
第 5	監査の方法-----	1
第 6	監査の結果-----	1
1	調査票および関係書類による調査-----	1
(1)	調査方法-----	1
(2)	調査結果-----	2
ア	団体の分類-----	3
イ	団体の経理責任者-----	3
ウ	団体の事務取扱者-----	4
エ	本市職員が団体の事務を取り扱う理由-----	4
オ	団体の予算規模-----	4
カ	平成 28 年度決算における収入の状況-----	5
キ	翌年度への繰越額-----	6
ク	会計規則の整備-----	7
ケ	預金通帳等の管理-----	7
コ	決算の承認-----	7
2	書類検査-----	8
(1)	平成 28 年度決算における収入支出経理簿による予算管理状況-----	8
ア	収入支出経理簿の作成状況-----	8
(2)	収入伺・支出伺の状況-----	8
ア	収入伺・支出伺伝票の作成状況-----	8
イ	切手受払簿の作成状況-----	9
ウ	立替払いの有無-----	9

3	実地調査	9
(1)	調査結果	9
ア	生涯学習課	9
イ	商工物産課	10
ウ	水産課	11
4	意見	12
	準公金団体一覧	14
	準公金以外の現金を管理している団体一覧	16

平成 29 年度行政監査の結果について

第 1 監査のテーマ

準公金等の管理について

準公金とは、公金以外の現金等であって、本市が補助金、負担金その他の名目により現金を交付している団体の所有に属し、かつ、業務上の必要性から本市職員が管理しているものをいう。

また、準公金以外であっても、業務上の必要性から本市職員が管理しているものについては、準公金と同様に扱うこととされている。

第 2 テーマ選定の理由

準公金等については、職務上の関連性や事業を円滑かつ効率的に行うため、本市が補助金や負担金等を交付している団体の事務を担当している事例が多く見られる。準公金等の取り扱いについては、平戸市準公金等取扱事務処理要領（平成 24 年平戸市訓令第 4 号。以下、「事務処理要領」という。）に沿って行うこととなっているが、管理状況を監査し、今後の適正な事務の執行に資するよう本テーマを選定した。

第 3 監査の対象および範囲

平成 29 年 12 月 1 日現在で準公金等を取り扱う所管課

第 4 監査実施の期間

平成 30 年 1 月 4 日から 3 月 16 日まで

第 5 監査の方法

全部局に対し準公金等の取り扱い状況を調査票にて照会し、取り扱っている所管課については、関係書類の提出を求め調査を実施した。その後、必要な団体について実地調査を行った。

第 6 監査の結果

1 調査票および関係書類による調査

(1) 調査方法

調査票にて準公金等を管理していると回答した所管課については、関係書類の提出を求め、必要に応じ担当者から聞き取りを行い調査した。

なお、以下に示す調査結果における構成比の数値等は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、個々の集計値の合計は必ずしも 100%とならない場合がある。

(2) 調査結果

提出された調査票を集約した結果は表1のとおりで、準公金等を取り扱う所管課は18課で、76団体を管理している。そのうち準公金団体数は57団体で、事務処理要領第9条に関連する準公金以外の現金を、業務上の必要性から本市職員が管理している団体（以下「9条関連団体」という。）が19団体ある。

(表1)

(平成29年12月1日現在)

部名等	課名等	団体数	準公金団体	9条関連団体
総務部	総務課	6	4	2
	総務課（中部出張所）	8	1	7
	総務課（南部出張所）	1		1
	人事課	1	1	
	地域協働課	2	2	
市民福祉部	市民課	2	2	
	福祉課	2	2	
	保健センター	1		1
文化観光商工部	観光課	1	1	
	商工物産課	1	1	
	文化交流課	1	1	
農林水産部	農林課	7	3	4
	水産課	3	1	2
生月支所	地域振興課	5	5	
田平支所	地域振興課	5	4	1
大島支所	地域振興課	4	4	
教育委員会	学校教育課	1	1	
	生涯学習課	2	2	
	生涯学習課（北部公民館）	2	2	
	生涯学習課（中部公民館）	2	2	
	生涯学習課（南部公民館）	4	3	1
	生涯学習課（生月町中央公民館）	3	3	
	生涯学習課（田平町中央公民館）	6	6	
消防本部	総務課	1	1	
	予防課	1	1	
合計		76	57	19

ア 団体の分類

本市職員が管理している 76 団体を分類すると地域・住民との連携事業が 47 団体、イベント事業が 18 団体と多く、全体の 85.5%を占めている。

団体の分類は、表 2 のとおりである。

(表2)

(単位:団体、%)

区 分	全 体		準 公 金 団 体		9 条 関 連 団 体	
	団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比	団 体 数	構 成 比
地域・住民との連携事業	47	61.8	29	50.9	18	94.7
イベント事業	18	23.7	18	31.6	0	0.0
関係団体との連携事業	10	13.2	9	15.8	1	5.3
その他	1	1.3	1	1.8	0	0.0
合 計	76	100.0	57	100.0	19	100.0

イ 団体の経理責任者（事務処理要領第 5 条第 2 項）

団体の経理責任者に本市職員が就いている割合は、表 3 のとおりである。

(表3)

(単位:団体、%)

区 分		団 体 数	構 成 比
市 職 員	課長等(支所長を含む。)	41	53.9
	館長・出張所長	17	22.4
	参事・班長・係長	12	15.8
	担当者	4	5.3
	小 計	74	97.4
そ の 他		2	2.6
合 計		76	100.0

本市職員が経理責任者に就いているのは、全団体の 97.4%に当たる 74 団体である。

経理責任者は、事務処理要領で所管課の長が兼ねるとされているが、所管課の長が経理責任者に就いていない団体は 35 団体で、そのうち公民館長又は出張所長が経理責任者となっているものが 17 団体あった。

ウ 団体の事務取扱者（事務処理要領第5条第3項）

団体の事務取扱者に本市職員が就いている割合は、表4のとおりである。

(表4)

(単位:団体、%)

区 分		団 体 数	構 成 比	うち 経 理 責 任 者 を 兼 ね る 団 体 数
市 職 員	館長・出張所長	10	13.1	10
	参事・班長・係長	29	38.2	9
	担当者	37	48.7	3
合 計		76	100.0	22

経理責任者と事務取扱者を兼ねているものが22団体、全体の28.9%となっており、公民館や出張所に多く見られた。

エ 本市職員が団体の事務を取り扱う理由

本市職員が、団体の事務を市が取り扱う主な理由としては、市の施策を推進する中で、会員間や関係団体との連絡調整を行うのに効率的であることから、事務局を受け持っている状況が見られた。また、事務局に関しては、ほとんどの団体において規約等に規定されていた。

オ 団体の予算規模

76団体の平成29年度の予算額の合計は、1億9,864万9千円で、50万円未満が39団体で最も多く、次いで50万以上100万円未満が13団体であり、その2区分で全体の68.4%を占めている。平成29年度予算規模別の団体数は、表5のとおりである。

(表5)

(単位:団体、千円、%)

予 算 額 区 分	全 団 体				う ち 準 公 金 団 体			
	団 体 数		予 算 額		団 体 数		予 算 額	
	①	構成比	②	構成比	③	割合 ③/①	④	割合 ④/②
50万円未満	39	51.3	10,415	5.2	26	66.7	7,055	67.7
50万円以上100万円未満	13	17.1	9,610	4.8	9	69.2	7,250	75.4
100万円以上200万円未満	11	14.5	16,096	8.1	11	100.0	16,096	100.0
200万円以上500万円未満	8	10.5	30,000	15.1	6	75.0	22,524	75.1
500万円以上1,000万円未満	3	3.9	18,432	9.3	3	100.0	18,432	100.0
1,000万円以上	2	2.6	114,096	57.4	2	100.0	114,096	100.0
合 計	76	100.0	198,649	100.0	57	75.0	185,453	93.4

カ 平成 28 年度決算における収入の状況

平成 28 年度決算における収入の状況は、表 6 に示すとおり、75 団体（平成 29 年度設立の 1 団体を除く。）の 1 億 7,452 万 4 千円となっている。

そのうち本市から補助金等を受けている準公金団体は、56 団体で全体の 74.7% となっており、その決算額は、1 億 5,863 万 6 千円となっている。

また、準公金団体の平成 28 年度決算における補助金等の収入額は、1 億 2,280 万 7 千円で、総収入額 1 億 5,863 万 6 千円の 77.4% となっている。

補助金等の収入額ごとの団体数は、表 7 のとおりである。

(表6)

(単位:団体、千円、%)

決 算 額 区 分	全 団 体				う ち 準 公 金 団 体			
	団 体 数		決 算 額		団 体 数		決 算 額	
	①	構成比	②	構成比	③	割合 ③/①	④	割合 ④/②
50万円未満	33	44.0	8,314	4.8	23	69.7	5,867	70.6
50万円以上100万円未満	14	18.7	10,204	5.8	9	64.3	6,743	66.1
100万円以上200万円未満	13	17.3	18,519	10.6	11	84.6	15,917	85.9
200万円以上500万円未満	9	12.0	32,200	18.5	7	77.8	24,822	77.1
500万円以上1,000万円未満	4	5.3	25,363	14.5	4	100.0	25,363	100.0
1,000万円以上	2	2.7	79,924	45.8	2	100.0	79,924	100.0
合 計	75	100.0	174,524	100.0	56	74.7	158,636	90.9

(表7)

(単位:団体、千円、%)

補 助 金 額 区 分	団 体 数		決 算 額 (収 入)		
		構成比	決算額①	うち補助金等②	割合②/①
10万円未満	9	16.1	3,244	424	13.1
10万円以上20万円未満	12	21.4	4,478	1,789	40.0
20万円以上50万円未満	10	17.9	4,839	2,667	55.1
50万円以上100万円未満	5	8.9	5,364	3,858	71.9
100万円以上200万円未満	12	21.4	32,340	16,946	52.4
200万円以上500万円未満	5	8.9	20,831	15,005	72.0
500万円以上1,000万円未満	1	1.8	7,616	7,616	100.0
1,000万円以上	2	3.6	79,924	74,502	93.2
合 計	56	100.0	158,636	122,807	77.4

キ 翌年度への繰越額

団体の平成28年度決算における翌平成29年度への繰越額は表8のとおりである。

(表8-1)

(単位：団体、千円、%)

繰越額区分	団 体 数		金 額	
		構成比		構成比
0円	24	32.0	0	0.0
10万円未満	26	34.7	1,155	10.4
10万円以上 50万円未満	18	24.0	3,185	28.8
50万円以上100万円未満	5	6.7	3,601	32.5
100万円以上200万円未満	1	1.3	1,001	9.0
200万円以上	1	1.3	2,123	19.2
合 計	75	100.0	11,065	100.0

(表8-2)

準公金団体

(単位：団体、千円、%)

繰越額区分	団 体 数		金 額	
		構成比		構成比
0円	24	42.9	0	0.0
10万円未満	18	32.1	835	17.1
10万円以上 50万円未満	11	19.6	1,846	37.7
50万円以上100万円未満	3	5.4	2,211	45.2
100万円以上200万円未満	0	0.0	0	0.0
200万円以上	0	0.0	0	0.0
合 計	56	100.0	4,892	100.0

本市から補助金等を受けている準公金団体56団体の中で、翌年度への繰越を行っている団体が32団体あり、繰越率(繰越額/収入決算額)は表9のとおりである。そのうち繰越率が50%以上の団体が6団体あった。

(表9)

(単位：団体、%)

繰越率	10%未満	10%～ 20%未満	20%～ 30%未満	30%～ 40%未満	40%～ 50%未満	50%以上	合 計
団 体 数	12	6	5	1	2	6	32
構 成	37.5	18.8	15.6	3.1	6.2	18.8	100.0

ク 会計規則の整備（事務処理要領第4条第2項）

団体の会計規則の整備状況は表10のとおりである。

（表10） （単位：団体）

区 分		団 体 数	構 成 比
会 計 規 定	有	13	17
	無	63	82
	合 計	76	100

ケ 預金通帳等の管理（事務処理要領第7条第1項第1号及び第3号）

預金口座の開設状況は表11のとおりである。

（表11） （単位：団体、%）

区 分		団 体 数	構 成 比
口 座 開 設	有	74	97.4
	無	2	2.6
	合 計	76	100.0

2団体が口座の開設がなく現金管理をしている。また、1団体がキャッシュカードを作成している。

口座開設している74団体の預金通帳・届出印の保管方法は表12のとおりである。

（表12） （単位：団体、%）

区 分	団 体 数	構 成 比
鍵のかかる場所に保管（通帳・届出印とも）	66	89.2
鍵のかからない場所に保管（通帳・届出印とも）	1	1.4
鍵のかからない場所に保管（通帳・届出印のどちらか一方）	6	8.1
その他（職員以外が管理しているもの）	1	1.4
合 計	74	100.0

コ 決算の承認（事務処理要領第8条第4項）

75団体（新設の団体を除く。）の平成28年度決算における監査及び承認方法は表13のとおりである。

(表13) (単位:団体、%)

区 分	団 体 数	構 成 比
監 事 等 に よ る 監 査	有	57 76.0
	無	18 24.0
	合 計	75 100.0
承 認 方 法	総 会	60 80.0
	理 事 会 ・ 役 員 会 等	12 16.0
	な し	3 4.0
	合 計	75 100.0

監査を行っていない18団体のうち、15団体で監事等の選任がされていない状況であった。また、承認を受けていない3団体については、いずれも監査も実施されていない状況であった。

2 書類検査

準公金団体等に関する簿冊等の提出を求め、事務処理要領に沿って事務が行われているか検査を行った。

(1) 平成28年度決算における収入支出経理簿による予算管理状況

ア 収入支出経理簿の作成状況（事務処理要領第7条第2項）

予算管理のための収入支出経理簿の作成状況は、表14のとおりである。

(表14) (単位:団体、%)

区 分	団 体 数	構 成 比
収 入 支 出 経 理 簿	作 成	69 92.0
	未 作 成	6 8.0
	合 計	75 100.0

収入支出経理簿を作成している69団体のうちで、19団体においては、収入伺及び支出伺の伝票が作成されていない状況であった。

(2) 収入伺・支出伺の状況

ア 収入伺・支出伺伝票の作成状況（事務処理要領第6条第1項）

収入・支出の執行伺となる伝票の作成状況は、表15のとおりである。

(表15)

(単位:団体、%)

区 分		団 体 数	構 成 比	うち収入支出経理簿 を作成していない団体数
収入伺・支出伺伝票	収入・支出ともに作成	49	65.3	1
	支出のみ作成	4	5.3	2
	未 作 成	22	29.3	3
	合 計	75	100.0	6

収入伺・支出伺伝票及び収入支出経理簿ともに作成していない団体が3団体あった。

また、伝票は作成しているものの、事務取扱者や経理責任者の押印欄がないものが散見された。

イ 切手受払簿の作成状況（事務処理要領第7条第2項）

切手・はがき等の購入実績（41団体）がありながら、受払簿を作成している団体は、1団体
のみの状況であった。必要時にその都度必要数を購入していることが要因であると考えられ
る。

ウ 立替払いの有無（事務処理要領第6条第1項第6号）

立替払いについては、9団体で行われている。立替払いを行う場合は、事務処理要領におい
て、口頭で報告し承認を受けたうえで行うことが認められているが、記録が残っていないので
承認を受けたものか判断がつかない状況であった。

3 実地調査

書類検査の補完を行うため、以下の4団体については、担当職員へのヒアリングを実施し、以下のと
おり指導及び意見とした。

生涯学習課 ひらどツーデーウォーク大会実行委員会、平戸市体育協会
商工物産課 平戸市地域資源ブランド化推進協議会
水産課 北松地域栽培漁業推進協議会

(1) 調査結果

ア 生涯学習課

【ひらどツーデーウォーク大会実行委員会】

当実行委員会では、平成27年度においては、規則に則った処理をされていたものの、平
成28年度の決算において、監事による監査、実行委員会への報告、承認を経ないまま課長
決裁による平戸市への補助金実績報告書が提出されていた。

準公金団体として適切な事務処理に努められたい。

【平戸市体育協会】

当協会の会計処理については、体育協会運営事業と体育協会の事業のうち、平戸縦断駅伝

大会及び平戸市民体育祭の2事業はそれぞれに通帳管理を行なっている。また、平成28年度の運営事業及び体育祭事業では、事業開始にあたり市補助金の概算交付請求を忘れたため、定期預金（後述）を取り崩し、運営事業及び体育祭事業に充て、事業終了後に同額を返還している。

これらのことから、3通帳を管理している理由として、事業の収支を運営事業と2事業を仕分けするためであると推察するが、決算書は、運営事業と2事業を統合したものとして調製されており、決議書、証拠書類などとの照合が困難であった。

なお、平成29年度は、資金管理を一本化している。

次に、平成28年度決算書によると定期預金を複数口有している。

この預金は、体育協会の事業に資金不足が生じた時などに取り崩し運用されているが、任意に利用されており、不適切な会計処理を誘発しかねない。預金のあり方を含めて支出基準を策定するなど適切な処理が必要である。

イ 商工物産課

【平戸市地域資源ブランド化推進協議会】

当協議会は、首都圏アンテナ飲食店連携事業、平戸マルシェ出店事業、平戸漁港六次朗連携事業、首都圏での平戸産品フェア、福岡市や長崎市での平戸物産展など多彩な事業を展開しており、平戸産品の販路拡大に大きな役割を果たしている。

当協議会の事業運営は、まさに所管課の主要な業務となっており、柔軟な予算執行により時宜を得た事業の展開がなされているといえる。

しかし一方では、事業の検収に必要な証拠書類の未添付や決議書、実績報告書等の決裁印漏れが散見された。マーケティングの成果として店舗の利用者やイベント参加者のアンケート調査がどのように活かされているか検証していくことが必要であると思われた。

また、支払いについては職員の立替払いが多く、支出決議までの期間が長いので、資金前渡による支払い方法を検討されたい。

次に、営業飲食について、本事業では業務を有効に進めるために業者との営業飲食費の一部を協議会が負担していたが、支出基準が曖昧であったことから、平成29年4月に「営業飲食費、会食等の自己負担額取扱について」という支出基準を策定している。

担当者の説明によると、営業訪問中において、やむを得ず会食を行う実態があることや事業者が平戸視察を行う場合に地元産品の試食ということで飲食代を支出しているということであり、会食の必要性には留意しつつも、より効果的な支出に努められたい。加えて、支出費目を消耗品費として取り扱っているため、適正な費目に改められたい。

ウ 水産課

【北松地域栽培漁業推進協議会(※)】

当協議会は、平成8年7月に発足したが、平成20年度以降総会が開かれていないばかりか会計処理や監査も実施されていなかった。その間、同一職員一人が担当していた期間が長く、所管課の内部検証もなされていなかった。

ところが、平成24年11月に監査事務局が実施した準公金取扱い団体の監査では、対象期間の平成22・23年度の会計書類をあらたに作成して受検しており、これらの書類には、所管課長の決裁を受けていた。

また、この時に監査事務局が団体の通帳の提示を求めたところ普通預金通帳のみを提示して、定期預金通帳は提示していなかったことが後に判明した。

しかも、当該職員が担当していた期間は、監査受検のあとも従前と同じく会計書類等の作成を行っていなかった。

当該担当者は、平成27年4月1日に別部署に異動し、昨年11月に別件にて免職となっており、本人から直接聞き取りはできていない。

これらのことを踏まえたうえで、同協議会におけるこれら一連の事務処理は、準公金団体等の会計事務を取扱うことに対し不明朗かつ不誠実である。加えて、課内のチェック体制に不備があったことも問題である。その後、会計書類の作成など一部改善が図られているものの、早急に内部統制を確立すべきである。

※ 北松地域栽培漁業推進協議会

平成8年7月に発足し、旧平戸市・旧生月町・旧大島村及び旧平戸漁協他11漁協により構成されている。事業内容は、国庫補助事業による古江湾、薄香湾へのマダイ中間育成のための稚魚放流及び各漁協地先からのマダイ等の放流事業である。

4 意見

準公金等を取り扱う団体は、市の財務・経理などの会計上の審査を受けることなく現金等の取り扱いを行っており、事故等の発生リスクを抱えている。これらの団体において事故が発生した場合においては、市とは別の団体における事故であっても、市職員が関与していることから市内で起こったものと同様に受け取られる。このため、準公金等の取り扱いについては、平戸市準公金等取扱事務処理要領を、平成24年4月1日から施行し、事務の適正化に向けた取り組みがなされている。

準公金等については、前回（平成24年度）の監査実施から5年経過しているが、一部で改善されたものが見られたものの、次のような検討、改善を要する事例が見受けられたので、事務処理要領の遵守について再度徹底していただきたい。

（1）準公金等の取扱者について

事務処理要領では、経理責任者は所管課の長が兼ねることとされている。公民館や出張所では機構や職員の配置の関係を考慮した場合やむを得ないと考えられるが、参事以下の職員が経理責任者となっている団体や同一の職員が経理責任者と事務取扱者を兼ねている団体が見受けられたので、改善すべきと思われる。なお、事務取扱者としての期間も3年から5年間までを目処に交替させることが望ましい。

（2）準公金等の管理について

事務処理要領では、金融機関に口座を開設し管理することとされているが、2団体については口座を開設せずに現金で管理されていた。また、暗証番号の登録についても、原則行なわないこととされているが、1団体で暗証番号を登録し、キャッシュカードが作成されていた。現金での管理は、事故が発生するリスクが高くなると思われるので、十分留意していただきたい。

通帳、届出印の管理において、両方又はどちらか一方を施錠できない場所で保管している事例が見られたので、保管場所の検討が望まれる。

郵便切手の受払簿については、必要最小限での購入を行なっていることから、作成していない団体が見られたが、このような金券類については、受払簿を作成し管理することが必要であると考えられる。

（3）経理事務について

事務処理要領では、各団体が備えておくべき帳簿として、収入支出経理簿、物品出納簿、備品管理台帳などがあげられている。また、収入支出経理簿、収入伺、支出伺などについては、標準様式が示されているが、事務処理の方法が担当職員に十分浸透しておらず、検証が困難な事例も見受けられた。収入支出経理簿に相応して収入伺、支出伺及び証拠書類等を整理することで、統一的な検証が可能になると思われる。

一部の団体では、収入伺、支出伺など独自の様式を使用しており、所管課の長の決裁欄が無く、所管課の長の関与が確認できないものも見られたので、様式の見直しを検討すべきである。

また、事務処理要領では、所管課においては、団体に対し会計規則等を定めるよう指導する

こととされており、経理規程のモデルが示されているが、未だに作成していない団体が見られたので、指導を徹底されたい。

(4) 決算等の承認について

決算の認定に当たり、監査を受けずに総会等へ報告し承認を受けている団体が見られた。この要因としては、各団体の規約等において、監事等の設置に関して定められていないことが要因の一つと考えられるので、規約等を改正し、監事等の設置を明確にするなどの検討が必要であるとする。

また、総会、実行委員会を開催せず団体の承認を経ずに、市補助金の実績報告を行っている団体があったので、決算の承認は受けておくべきである。一部の団体では、決算見込について報告し、最終決算については、団体の長に一任するなどの承認を事前に取り付けている事例もあった。総会等の日程調整が困難な場合などは、文書による承認方法も含めて十分な検討をされたい。

5 むすび

団体の会計事務執行については、担当職員の判断によるところが大きく、市の審査を受ける機会が少ないため、内部統制が弱いと事故等のリスクが高くなる。そのため準公金等取扱事務を統括する所管課（総務課）においては、経理事務に即したマニュアルの作成や研修の実施、職員からの問合せへの対応など支援体制を充実させることが望まれる。

また、本市職員が準公金団体等の事務を取り扱うことが各事業の推進に寄与しているか、その有効性を検証することで、必要であれば団体個々の事情を考慮しつつも団体の自立性を促すことが求められる。

準公金団体一覧

(平成 29 年 12 月 1 日現在)

担当部署		団体名称
1	総務課	平戸市自治連合協議会
2		平戸地区連合防犯協会
3		平戸市交通安全推進連絡協議会
4		平戸市交通安全母の会
5	中部出張所	平戸市防犯組合 紐差支部
6	人事課	平戸市職員福利厚生会
7	地域協働課	平戸市地域めぐりあい協議会
8		中津良地区まちづくり運営協議会
9	市民課	平戸市保健環境連合会
10		平戸をきれいにする会
11	福祉課	平戸市戦没者慰霊奉賛会 (長崎県戦没者慰霊奉賛会 平戸支部)
12		平戸市福祉健康まつり実行委員会
13	観光課	平戸港夏まつり実行委員会
14	商工物産課	平戸市地域資源ブランド化推進協議会
15	文化交流課	ひらんの風コンサート実行委員会
16	農林課	平戸市担い手育成総合支援協議会
17		平戸市地域農業再生協議会 (平戸市地域水田農業推進協議会)
18		平戸市有害鳥獣被害防止対策協議会
19	水産課	平戸市漁協青年部連合会
20	生月支所地域振興課	平戸市区交通安全協会 生月支部
21		生月町戦没者慰霊奉賛会
22		生月町地区衛生組織連合会
23		舘浦競漕船大会実行委員会
24		いきつき勇魚まつり実行委員会
25	田平支所地域振興課	たびら春まつり実行委員会
26		田平つばき物産展実行委員会
27		田平町松浦鉄道協力会
28		田平地区衛生組織連合会

担当部署		団体名称
29	大島支所地域振興課	平戸地区交通安全協会 大島支部
30		大島地区衛生組織連合会
31		大島村夏祭り花火大会実行委員会
32		大島村ふるさとまつり実行委員会
33	学校教育課	平戸市学校保健会
34	生涯学習課	平戸市体育協会
35		ひらどツーデーウォーク大会実行委員会
36	北部公民館	コラスまつり実行委員会
37		北部地区健康まつり実行委員会
38	中部公民館	中部地区健康まつり実行委員会
39		平戸越南まつり実行委員会
40	南部公民館	クリーンサイクル南部市民会議
41		平戸市民体育祭「南部地区健康まつり」実行委員会
42		奥ひらど文化祭実行委員会
43	生月町中央公民館	生月町青少年健全育成町民会議
44		生月町体育振興会
45		いきつきロードレース大会実行委員会
46	田平町中央公民館	田平町文化協会
47		田平町青少年健全育成会
48		田平町体育振興会
49		がわっぱ祭り伝承会
50		たびら中瀬草原クロスカントリー大会実行委員会
51		たびら子どもの未来を育てる会
52	大島村公民館	大島村体育振興会
53		大島村青少年健全育成会議
54		大島村盆踊振興会
55		大島村文化協会
56	消防本部	平戸市幼少年婦人防火委員会
57		平戸市消防団

*NO.8 中津良地区まちづくり運営協議会は平成29年9月から活動開始

準公金以外の現金を管理している団体一覧（9条関連団体）

（平成 29 年 12 月 1 日現在）

担当部署		団体名称
1	総務課	平戸地区区長連合協議会
2		平戸市交通安全母の会 平戸支部
3	中部出張所	紐差地区区長会
4		獅子地区区長会
5		平戸市防犯組合 獅子支部
6		紐差地区消防後援会
7		獅子地区消防後援会
8		中部地区自治振興会
9		紐差地区公衆トイレ清掃会
10	南部出張所	南部地区区長連絡協議会
11	保健センター	平戸市食生活改善推進協議会
12	農林課	平戸市認定農業者協議会
13		平戸市認定農業者協議会 平戸支部
14		国営田平土地改良区
15		平戸市緑化推進委員会
16	水産課	県北地域栽培漁業推進協議会
17		北松地域栽培漁業推進協議会
18	田平支所地域振興課	田平地区戦没者慰霊奉賛会
19	南部公民館	南部地区青少年健全育成連絡協議会